

霧島市男女共同参画推進条例と 霧島市男女共同参画計画(後期計画)

霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画

のあらまし



みんなで進めよう霧島市の男女共同参画



霧島市

条例ができるまで

市民等で構成する霧島市男女共同参画推進懇話会から提出された提言書を尊重し、平成23年12月に条例素案を市民の皆様に公表しました。こうしてまとめられた条例案が平成24年3月の市議会で可決され、平成24年4月1日から条例が施行されました。

男女共同参画とは？

男女が性別にかかわらず、対等なパートナーとして、自分の個性や能力を発揮しながら社会のいろいろな分野に参画すること、また、それによって利益や喜びを分かち合い、責任もいっしょに担うことをいいます。

* 「参画」とは

グループに加わるだけの「参加」と違い、メンバーの一員として考えたり、決めたりすることに積極的に加わっていくこと。

なぜ条例が必要なのですか？

霧島市はこれまで、国、県等の動向を踏まえつつ、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

それでも今なお、女性に対する暴力や「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」といった、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されています。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がいっしょにいろいろな分野に参画し、お互いが尊重され、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう、市民、事業者の皆様と市がいっしょになって「男女共同参画」を進めていく必要があります。

これらの考え方や、皆様と市が取り組まなければならないことを理解していただくために、この条例を制定しました。



「男女共同参画カルタ」

男女共同参画を分かりやすく伝えるため、「はやと草の根会」の女性メンバー12人が制作。(絵は県立隼人工業高等学校の美術部生徒が担当。)

「霧島市男女共同参画推進条例」の構成図

男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく
その個性と能力を十分に発揮できる霧島市（前文）

委任（第28条）

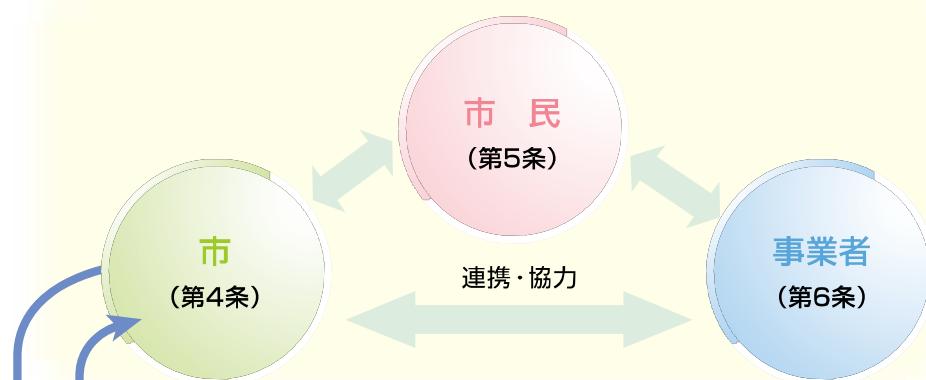
目的（第1条）

定義（第2条）

基本理念（第3条）

- ①男女の人権の尊重（第1号）
- ②制度又は慣行の影響についての配慮（第2号）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（第3号）
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立（第4号）
- ⑤男女の性と生殖についての理解（第5号）
- ⑥教育や学習の場における配慮（第6号） ①～④・⑦：国の基本法に準じた理念
⑤・⑥：市独自の理念
- ⑦国際的協調（第7号）

責務（第4条～第6条）



教育の推進（第7条）

市が実施する基本的施策（第10条～第20条）

- ①推進体制の整備（第10条）
- ②男女共同参画に関する基本的な計画の策定（第11条）
- ③施策の策定等に当たっての配慮（第12条）
- ④広報活動（第13条）
- ⑤情報の収集及び調査研究（第14条）
- ⑥実施状況の公表（第15条）
- ⑦附属機関等の委員の構成（第16条）
- ⑧市民への支援（第17条）
- ⑨事業者への支援等（第18条）
- ⑩防災の分野における男女共同参画の推進（第19条）
- ⑪相談及び苦情の処理（第20条）

禁止・留意規定（第8条・第9条）

- 性別による差別的取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメントの禁止
- ドメスティック・バイオレンスの禁止
- 公衆に表示する情報に関する留意

答
申
・
意
見
問
諮

市民等で構成する霧島市男女共同参画審議会（第21条～第27条）

みんなで男女共同参画を進めていくための7つの考え方 (基本理念：第3条)

1 男女の人権の尊重

一人ひとり異なる人格・個性・能力を備えた「個人」として尊重され、性別によって差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保していきましょう。



2 制度又は慣行の影響についての配慮

性別で役割を決めてしまう考え方にはならないよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。



3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな方針決定の場へ参画できるようにしましょう。



4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力し、家庭生活と他の活動（仕事・地域活動など）を両立できるようにしましょう。



5 男女の性と生殖についての理解

互いの身体的特徴についての理解を深め、生涯にわたり健康な生活ができるようにしましょう。



6 教育や学習の場における配慮



教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が配慮されるようにしましょう。

7 國際的協調

国際的な取組と歩調を合わせながら男女共同参画を推進ていきましょう。



私たちの責務（第4条～第6条）

市民のみなさん

- あらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取組に努めましょう。
- 市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力するよう努めましょう。

市

連携

事業者のみなさん

- 市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組みます。
- 男女共同参画に関する施策を推進するために、必要な体制を整備します。
- あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に資するよう配慮します。

- 募集・昇格等について性別により異なった取扱いがないよう配慮し、仕事と生活の調和がとれた職場環境を整備するよう努めましょう。
- 市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力するよう努めましょう。

禁止・留意すべきこと（第8条・第9条）

すべての人は、社会のあらゆる場で、



- 差別的な取り扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス

をしてはいけません。

また、市内の公共の場に表示される広告物等に、性別による固定的な役割分担意識やドメスティック・バイオレンスを助長する表現を用いないよう、十分留意しましょう。

市が進めていく取組（第10条～第20条）

1 「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」を定めます P6～P12参照

男女共同参画の推進に関する施策を実施するための基本的な計画を定めます。その際、市民の声や霧島市男女共同参画審議会の意見を聴きます。

2 広報活動

男女共同参画に関する広報・啓発活動を継続して行います。

3 情報の収集及び調査研究

男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

4 実施状況の公表

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を毎年度公表します。

5 附属機関等の委員の構成

附属機関等の委員を委嘱する際は、男女の登用率の均衡を図るよう努めます。

6 市民への支援

市民が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な支援を行います。

7 事業者への支援等

雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行います。

8 防災の分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう必要な措置を講じます。

9 相談及び苦情の処理

性別による差別的取扱いやドメスティック・バイオレンス等を受けて悩んでいる時や、市の男女共同参画に関する施策に意見があるときは、相談や申出ができます。

男女共同参画審議会（第21条～第27条）

男女共同参画に関する現状や課題等について検討するため、学識経験者や関係団体の代表、公募による市民で構成する霧島市男女共同参画審議会を設置します。

「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、平成20年3月に、平成20年度から29年度の10年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成24年4月1日に施行する等、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえず、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。このほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

また、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、単身世帯・ひとり親世帯の増加による家族形態の多様化など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、後期（平成25年度～29年度）に向けて効果的に施策を展開するために、平成25年3月に「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」を策定しました。

2 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び霧島市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- この計画の「重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- この計画は、第一次霧島市総合計画後期基本計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指すための個別具体的の計画です。

3 計画の期間

平成25年度～29年度の5年間です。

4 計画の体系

計
画

女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち
ひと ひと

基本目標

I 男女の人権が尊重される社会

II 制度や慣行について配慮する社会

III 能力発揮の機会が平等である社会

IV 男女が互いに協力し合い責任を担うことができる社会

重点課題

1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

8 仕事と生活の調和を図るために環境づくりの促進

9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

5 計画の内容

重点課題 ① 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

①暴力の根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進（市DV防止計画）

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を進めるとともに、未然防止のための広報・啓発活動を行います。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	8.2%	23	6.6%	29
配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	54.8%	23	80.0%	29
「女性のための無料相談」の認知度	28.3%	23	33.0%	29

重点課題 ② 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

①生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯を通じて適切に自己の健康管理を行うために、正確な知識の普及や相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した健康支援を推進します。

②妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実を図ります。また、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に対する正しい知識の普及を図ります。

③性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

性感染症の予防に関する啓発活動を推進します。また、喫煙や過度の飲酒は健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底します。

④生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るために、性別、年齢等に関わらず全ての人がスポーツを行える環境整備を行います。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
健診を受診した市民の割合	45.5%	23	60.0%	29
自殺者数	24人	23	減少させる	29
不妊治療助成件数	83人	23	85人	29
妊娠11週以内に妊娠届出を行った女性の割合	89.5%	23	100%	29
スポーツに親しんでいる市民の割合	61.9%	23	66.0%	29

重点課題③ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

①ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済面、子どもの教育、健康面で不安が大きく、仕事と家庭の両立が困難なことから、個々の状況に応じた支援を展開します。

②高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が、若い時期からの性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえ、社会参画の支援を行う環境の整備、介護予防等の取組を進めます。

③障がい者が安心して暮らせる環境の整備

障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、生活上の困難の背景にある様々な障壁を取り除く施策を推進します。

④外国人が安心して暮らせる環境の整備

外国人は、言語の違い、身寄りが身近にいないことによる孤立化等の困難に置かれている場合があることから、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

⑤子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶に向けた環境整備を推進するとともに、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

⑥その他困難な状況に置かれている人々への支援

様々な生活困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った相談体制の充実に取り組みます。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
社会参加を行っている高齢者の割合	74.8%	22	85.0%	29
虐待通報件数	52人	23	73人	29

重点課題④ 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

①男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮します。

②男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

③男女共同参画に関する調査研究、情報収集

国内外の動向、様々な分野における施策の現状等を的確に把握するとともに、各種統計データなど必要な情報を幅広く収集し、分析します。

④情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組

様々なメディアを通じて提供される膨大な情報を主体的に読み解き、情報を活用する能力の向上のための取組を行います。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	29.7%	23	38.8%	29
「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	37.6%	23	36.0%	29
「霧島市男女共同参画推進条例」の認知度	—	23	27.0%	29

重点課題 ⑤ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

①人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育現場で男女共同参画を推進するための研修等を実施します。また、市民一人ひとりが、個人の尊厳と男女平等の理念を理解し、その理念を実践できるよう、教育・学習の充実を図ります。

②多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

主体的に生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育*を含む生涯学習を推進します。

③家庭生活における男女共同参画の理解促進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男性の家庭生活への参画を支援する取組を行います。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	27.1%	23	75.0%	29
各種講座の応募者数	5,766人	23	5,950人	29
男女共同参画関連事業への男性の参加率	20.5%	23	30.0%	29

重点課題 ⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

①行政分野における女性の参画の促進

男女双方の行政ニーズを施策に適切に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

②地域及び教育分野における女性の参画の促進

活力ある地域社会を築くために、地域及び教育の分野において男女共同参画の視点を十分に反映することができるよう女性の参画を促進します。

③雇用分野における女性の参画の促進

実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、「積極的改善措置*」の普及に努め、女性の参画拡大に関し事業者の取組を促進します。

④女性の能力開発と人材育成

各種研修や講座等を通じて、生涯学習リーダーや社会教育団体のリーダーとなる女性の人材を養成します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
附属機関等の委員に占める女性の割合	24.9%	23	40.0%	29
女性委員がいない附属機関等の数	6機関	23	0機関	29

*キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる通じて、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

*積極的改善措置

職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することにより、実質的な「機会の平等」を保障しようとして、「ポジティブ・アクション」ともいいます。

重点課題 ⑦ 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

関係法令の普及・啓発を通じ、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保、並びに「積極的改善措置」の周知に努めます。

②女性の能力発揮等の支援

女性労働者の就業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発及び情報提供を行います。

③自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

④男女に偏りの見られる職業分野への参画の促進

性別による固定的な役割分担意識に基づく職業へのイメージが、男女の職業選択に影響を与えるよう広報・啓発活動を実施します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男女雇用機会均等法」の認知度	65.1%	23	83.0%	29
積極的改善措置に取り組む事業者の割合	—	23	40.0%	29
家族経営協定締結数	75戸	23	87戸	29

重点課題 ⑧ 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

①仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備

仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めるとともに、長時間労働等を含む働き方の見直しなど就業者が働きやすい環境を整備します。

②多様なライフスタイルに対応した支援の充実

安心して子育てや介護ができる社会の実現に向けて、多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援拠点、介護支援の充実を図ります。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
ワーク・ライフ・バランス*の認知度	22.4%	23	36.0%	29
男性の育児休業取得率	0.6%	23	増加させる	29
子育て支援施設の利用者数	66,037人	23	69,000人	29
一時預かり延人数	9,648人	23	9,700人	29
保育所入所者数	2,932人	23	3,300人	29

*ワーク・ライフ・バランス

働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。

重点課題 ⑨

男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

①地域社会における男女共同参画の推進

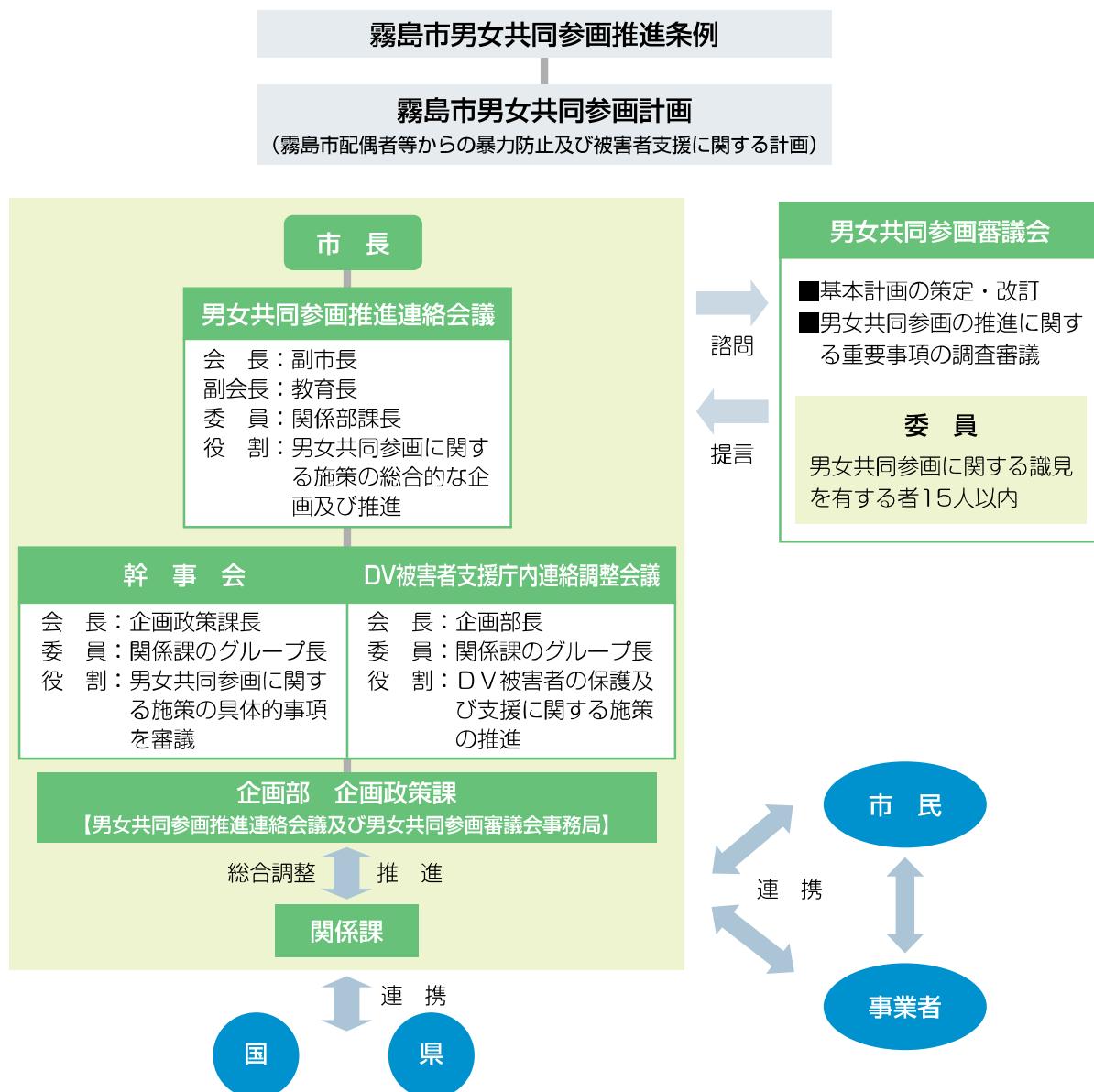
男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりに関する学習機会を提供し、女性や若年層をはじめとした多様な人々の参画を促進します。

②防災における男女共同参画の推進

防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する取組を推進します。

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
自治会加入率	67.9%	23	70.0%	29
男女共同参画セミナーを実施した地区自治公民館の割合	11.2%	23	65.2%	29

6 計画の推進体制



相談窓口のご案内

女性 相談

女性としての様々な悩み事をご相談ください。
問題の解決に向けてお手伝いします。
秘密は厳守されます。



日 時	毎月第2土曜日 12:30~17:00	毎月第4火曜日 13:30~16:30
場 所	霧島市働く婦人の家 (国分中央三丁目43-10)	隼人庁舎 (隼人町内山田一丁目11-11)
相 談 方 法	〈面接相談〉 要予約 ☎099(254)2651 メンタルケア研究会・コラソン	〈面接相談・電話相談〉 予約不要 電話相談の場合 ☎45-5111
その他の	相談は無料です。	

DV 相談

心当たりがあればご相談ください。
秘密は厳守されます。



名 称	電話番号	相談日	相談時間
県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	099(222)1467	月～水・金	8:30～17:00
		木	8:30～20:00
		日	9:00～15:00
県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	099(221)6630	水～日	9:00～17:00
	099(221)6631	火(休館日の翌日)	9:00～20:00
姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 (配偶者暴力相談支援センター)	44-7965	月～金	8:30～17:00
霧島警察署	47-2110	月～金	8:30～17:15
霧島市男女共同参画推進 グループ	45-5111 内線 1541	月～金	8:15～17:00
霧島市子育て支援推進室	64-0881	月～金	8:15～17:00

命に危険がある場合など緊急の場合は110番を！

発行：霧島市企画部企画政策課

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL (0995) 45-5111 内線1541 FAX (0995) 47-2522
E-mail : kikaku@city-kirishima.jp

平成25年3月発行